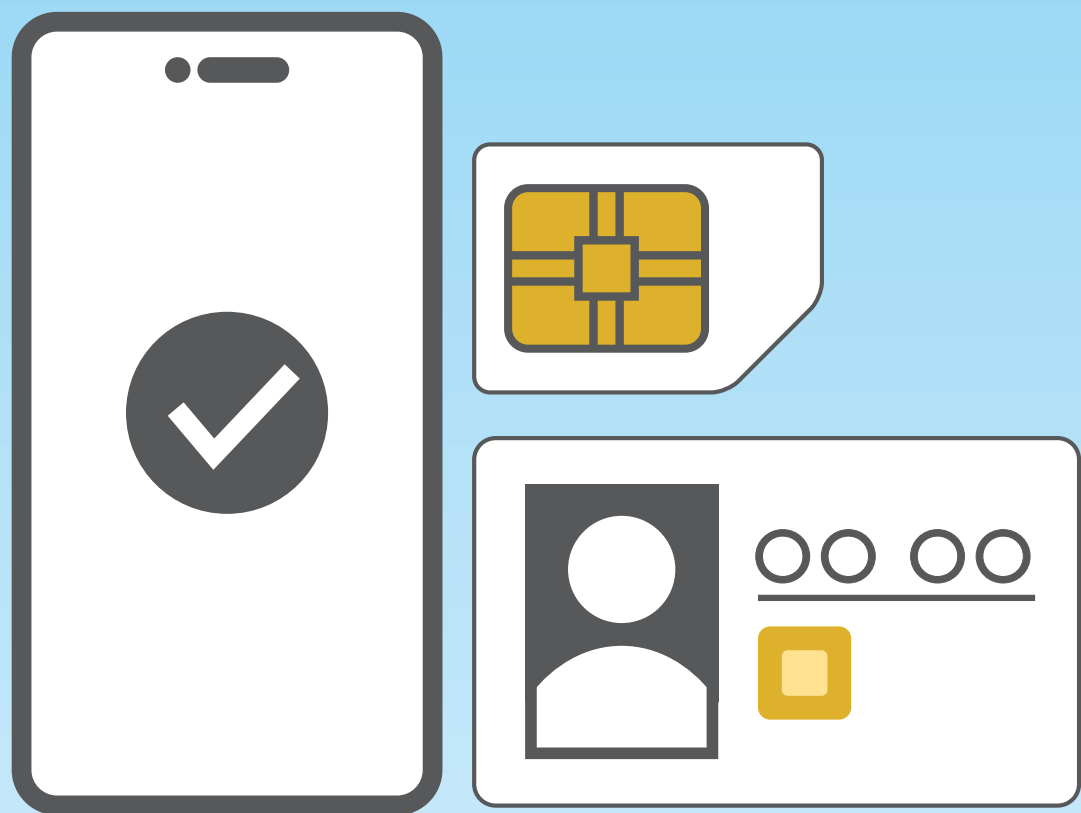


令和9年4月以降

携帯電話・SIM契約時の 本人確認方法が 変わります。



電話やメッセージを利用した詐欺を防ぐために、携帯電話不正利用防止法の改正が行われます。

＼ 変更点をチェック！ ／



**ICチップの読み取りが
原則必須になります。**

住民票の写しも引き続き利用可能です。



**データ通信SIMも
本人確認の対象となります。**

既存の契約についても、確認が求められることがあります。



携帯電話・SIMの無断譲渡は携帯電話不正利用防止法により禁止されています。

電話に関するお困りごとは迷惑電話対策相談センターへ



でん1わんセンター
迷惑電話対策相談センター

03-6162-1111

特殊詐欺 総務省

<https://www.soumu.go.jp/tokushusagi/id-check/>

検索



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications